

昭和55年11月21日  
長崎県公安委員会規則第9号  
最終改正 平成21年12月4日

射撃教習の教習資格認定証の有効期間を定める規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第26条第2項の規定に基づく教習資格認定証の有効期間は、認定のあった日から3月とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 技能検定又は射撃教習の用途に供する猟銃の許可の期間を定める規則（昭和53年長崎県公安委員会規則第9号）は廃止する。

附 則（平成19年長崎県公安委員会規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年長崎県公安委員会規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。